

別 記

第 3 号様式（第 5 条関係）

鎌ヶ谷市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と被害者との続柄

☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹

3 過去に条例に基づく見舞金の支給を受けた場合は、その見舞金の種類

☐ 傷害見舞金 ☐ 遺族見舞金

4 見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、条例第 17 条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。

☐ はい ☐ いいえ

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

添付書類

共通

☐	犯罪被害申告書（別記第2号様式）
☐	被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
☐	遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類
☐	申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
☐	申請を行う者の氏名及び生年月日並びに被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

該当する場合に提出

☐	申請者が被害者と事実婚の関係である場合 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
☐	申請者が被害者の配偶者以外である場合 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
☐	申請者が被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
☐	代理人が申請を行う場合 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
☐	その他市長が必要と認める書類